

国民健康保険被保険者証が更新されます

現在お使いの国民健康保険被保険者証の有効期限は、平成30年3月31日となっています。

4月からお使いいただく新しい被保険者証は3月中に所属の支部組合を通じて交付されます。色は濃いクリーム色【※①】。

有効期限は、平成31年3月31日までです。ただし、年度中に後期高齢者医療制度の対象になる方は、誕生日の前日が有効期限として印字されています。また、保険料を滞納している場合も有効期限が異なる場合があります。

被保険者証の裏面には、臓器提供意思表示欄が設けられていますので、臓器提供シール【※②】を併せて配布いたします。

チェック

名前・生年月日・住所を確認していただき、誤りがあった場合は、必ず所属の支部組合にご連絡をお願いします。

資格を喪失した場合は、被保険者証は使用できませんので、速やかに返却をお願いします。

大学や専門学校等に進学するため親元を離れて下宿や寮で生活する場合または施設等に入所した場合は、遠隔地被保険者証(学・園)の申請が必要です。



※②
臓器提供シール

臓器提供意思表示記載欄保護シール

※このシールは、臓器提供意思表示欄に記入した後、上から貼り付けて使用することができます。

平成30年度 国保保険料 3年ぶりに改定予定

理事会は来年度の国保保険料について検討し、被保険者の減少による保険料収入の落ち込みは当然あるものの、医療費が安定している中で全体の値上げは必要ないと判断した一方、保険料の年齢区分間においてのバランスの悪さが被保険者の動向に影響を与えている可能性もあるなどとして、従業員、一人親方等の30、40代を中心とした、子育て世代の軽減を図るとともに、年齢と種別により値上げと値上げを組み合わせた改定も行う。

現在、国保の保険料は法人事業主、個人事業主、従業員の種別毎に、5、10歳刻みの年齢別に設定されている。このうち値下げは個人事業主の30歳以上55歳未満の区分と、従業員

の25歳以上55歳未満の各区分で月額500円と900円、値上げは法人事業主の45歳以上の各区分が500円、家族の男性25歳以上65歳未満は300円引き上げの内容。これにより、保険料全体では年間500万円程度の値下げとなる見込み。

また、実質的な経営者であっても、あくまで登記簿で判断するため保険料区分は従業員として扱われることを疑問視し、今後の課題として検討していくことを決めた。

国保だより

国保組合事務局

TEL 03-3260-6441

FAX 03-3260-7534

建設職能国保

保険給付の手続き

届出が必要なとき	金額	対象	届出に必要な書類・手順など
出産したとき	1児につき ¥440,000	組合員・家族	①出産育児一時金(差額)支給申請書 ②住民票原本又は、母子手帳の写し ③「産科医療補償制度加入機関」とスタンプの押された領収書の写し ④直接支払制度合意(同意)書の写し ※申請書に医師又は助産師の証明を受けた場合②は必要ありません
出産のため仕事を休んだとき	1日につき ¥4,000 最高90日まで	組合員	・出産手当金支給申請書 ※申請書に事業主の労務不能の証明を受けてください
病気等の治療により仕事を休んだとき	1日につき ¥4,000 最高90日まで	組合員	・傷病手当金支給申請書 ※申請書に医師ならびに事業主の労務不能の証明を受けてください
死亡したとき	組合員 ¥70,000 家族 ¥50,000	組合員・家族	①葬祭費支給申請書 ②住民票原本又は、死亡診断書の写し ③会葬礼状 ※申請書に医師の証明を受けた場合②は必要ありません
契約医療機関以外で人間ドックを受けるとき(受診後)	最大で 組合員・家族 ¥20,000	組合員・家族	①保健事業(人間ドック等)助成費支給申請書 ②本人氏名(事業所名が入っているものは受け付けません)、但し書きに人間ドック等の記載がある領収書 ③健診結果の写し(身長・体重などが記載されているもの) ※特定健診を受診した方は支給対象になりません
契約医療機関で人間ドックを受けるとき(受診前)	最大で 組合員・家族 ¥20,000	組合員・家族	①当組合又は所属している支部組合に、希望医療機関・候補日・オプションの指定などをTEL ②当組合から医療機関に予約をしご本人に折り返しのTEL ③当組合から利用券をお送り致しますので、ドック当日にご持参ください
インフルエンザの予防接種を受けたとき	最大で ¥2,000 小学生以下 ¥4,000	組合員・家族	①インフルエンザ予防接種助成金申請書 ②本人氏名、但し書きにインフルエンザ予防接種等の記載がある領収書 ※後期高齢組合員も対象です
旅行に行くとき	組合員 ¥5,000 家族 ¥3,000	組合員・家族	①宿泊施設利用補助金申請書 ②宿泊施設の領収書 ※①の施設証明欄に宿泊施設からの証明を受けてください ※後期高齢組合員も対象です

※傷病手当金および出産手当金は、加入期間が6か月以上の組合員が支給対象となります。

※人間ドックの助成は、加入期間が1年以上の方が対象となります。

知っていますか?

自転車の事故

昨今、自転車による交通事故が多くなっております。特に高齢者の方は医療費が高額になるケースが多く、被害者は高額な医療費のみならず、被害者への損害賠償金等も支払わなければなりません。自転車も車の仲間です。ルールとマナーを守って事故防止に努めましょう。

《加入者数》

組合員 2,722人

家族 3,349人

後期高齢者組合員 167人

計 6,238人

(29年12月末現在)

自転車事故でも 職能国保に届出が必要です

保険料は納付期限内に納めましょう

特別な事情もなく保険料を滞納すると、短期被保険者証(有効期限の短い保険証)の交付など、未納期間に応じて厳しい措置がとられます。

皆さんからの毎月納入される保険料は、医療費の支払や給付金の支給など、職能国保組合の事業を支える大切な財源です。皆さんが責任をもって定められた期日までに必ず納めてください。



寒い冬も
アナとエルサに
会いに行こう

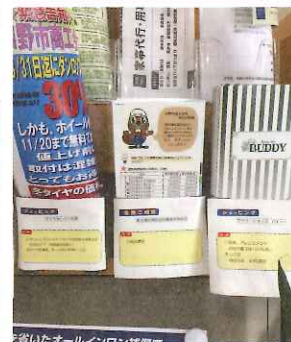


住所変更は14日以内に届出を!

加入促進活動として、当組合の事業を載せたリーフレットを下記のような場所に設置して配布しております。リーフレットの配布にご協力をお願いします!!



✓ 日野市商工会



✓ 四谷の青色申告会



✓ 建材屋さん



✓ 職能会館



職能国保では、リーフレットを入れるケース（大小あり）も配布しております!!

加入促進活動にご協力いただける方は職能国保、又は所属の支部組合までお問合せください。

☎ 03-3260-6441



Facebook始めました。

<https://www.facebook.com/東京建設職能>

国民健康保険組合-1952192441719392/

で検索してください。

皆さんに事業の情報等を発信しております。